

個人情報取扱規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人CTC未来財団（以下「この法人」という。）における個人情報の適法かつ適正な取扱いの確保に関する基本的事項を定めることにより、個人の権利・利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 本規程における用語について、以下のとおり定義する。

- (1) 「個人情報」とは、個人情報等（「個人情報の保護に関する法律」第2条第1項及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）第2条第3項に規定する個人情報）をいい、番号法第2条第8項に規定する特定個人情報を含む。
- (2) 「個人番号」とは、行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第7条第1項又は第2項の規定により、住民票コードを変換して得られるコードであつて、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。
- (3) 「特定個人情報」とは、個人番号をその内容に含む個人情報のことをいう。
- (4) 「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報のことをいう（個人情報保護法2条3項）。
- (5) 「個人データ」とは、提出された書類に基づいて構成された電子データをいう。
- (6) 「保有個人データ」とは、この法人において管理する個人データをいう。
- (7) 「本人」とは、当該個人情報によって識別される、又は識別され得る生存する特定の個人をいう。

(適用)

第3条 本規定は、理事・評議員・監事・事務局・選考委員、すべての役職員に適用する。

- 2 この法人の事業について委嘱又は依頼を受けた者が、この法人の業務に従事する

場合には、当該従事者はこの規定を遵守しなければならない。

(個人情報保護方針)

第4条 この法人における個人情報の適法かつ適正な取扱いを確保するため、次の事項を個人情報保護方針とし、個人情報を適切かつ安全に取り扱いするとともに個人情報等の保護に努めるものとする。

- (1) 個人情報の保護に関する法令を遵守するとともに、この法人の事業内容に照らし取得または提供された個人情報を適切に取り扱う。
- (2) 第8条により特定した利用目的のみに利用する。
- (3) 利用目的を遂行するために業務委託をする場合並びに法令等の定めに基づく場合や、人の生命、身体又は財産の保護のために必要とする場合を除いて、個人情報を第三者へ提供することはしない。

第2章 個人情報の取扱い

(管理体制)

第5条 この法人における個人情報取扱いについての総括責任者は代表理事とする。また、個人情報管理責任者は事務局長とする。

(管理原則)

第6条 個人情報は、本規定に従い適切に管理し、取得・利用・保管・返却・破棄されなければならない。

(取得の原則)

第7条 個人情報は、利用目的を特定し、適法かつ構成な手段によってこの法人の業務において必要な範囲内で取得する。

- 2 要配慮個人情報については、法令で定める場合を除き、本人の同意なく取得することならびに第三者へ提供することはしない。

(利用目的)

第8条 この法人に提供した資料は、以下の利用目的でのみ利用する。

- (1) 奨学選考
 - ア 学校長推薦書
 - イ 奨学生願書
 - ウ 住民票

- エ 所得を証明する書類
- オ 成績証明書
- カ 在学証明書
- キ 個人情報取り扱いに関する同意書

(2) 奨学金の振込及び書類送付

- ク 誓約書
 - ケ 振込口座届出書
- 2 この法人が取得する個人情報は、本人等から同意を得、又は通知もしくは公表した利用目的の範囲内で利用しなければならない。
 - 3 助成金の選定に関して、選考時の基本資料に個人情報が含まれる場合は、本規定に従い適切に管理するものとする。

(利用目的の通知・公表)

第9条 個人情報取得にあたり法令に規定されている場合を除き、次の事項を本人に書面又は電磁的方法により通知、または公表する。

- (1) 利用目的
 - (2) 開示等請求の受付窓口
 - (3) 苦情等相談窓口
- 2 あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データの第三者提供、共同利用は行っていない。

(保存期間)

第10条 個人データについては、利用目的の達成に必要な範囲内で保存期間を定めるよう努め、保存期間経過後または利用目的を達成した後は、遅滞なくこれを消去・廃棄するよう努める。

(個人情報の安全管理措置)

第11条 個人情報管理責任者は、個人情報等の安全管理のため、不正アクセス、漏洩、滅失又は毀損防止に努めるものとする。

- 2 個人情報管理責任者は、個人情報等が外部に漏洩していることを確認した場合には、直ちに次の各号に掲げる事項を個人情報取扱に関しての総括責任者のほか、影響を受ける可能性のある本人並びに関係機関に報告しなければならない。
 - (1) 漏洩した個人情報等の範囲
 - (2) 漏洩先
 - (3) 漏洩した日時
 - (4) その他調査で判明した事実

(委託先の監督)

第12条 個人データの取り扱いを外部に委託する場合は、委託先との機密保持契約に関する事項および前条で定める安全管理措置に関する事項について契約し、適正な管理がおこなわれるよう管理・監督する。

(個人情報の開示・訂正・利用停止)

第13条 本人から自己の個人情報等について開示を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応じるものとする。また、開示の結果、誤った情報があり、訂正、追加又は削除を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応じるとともに、訂正、追加、削除を行った場合は、当該個人情報等の受領者に対して通知を行うものとする。

(個人情報保護苦情・相談窓口の設置)

第14条 この法人の個人情報等の取扱いに関する苦情・相談窓口業務は事務局が担当し、苦情を受け付けた場合には、適切かつ速やかに対応する。

- 2 個人情報取扱に関する総括責任者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備並びに支援を行う。
- 3 個人情報管理責任者は、適宜、苦情の内容について総括責任者に報告するものとする。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、令和元年11月29日から施行する。(令和元年11月29日理事会議決)